

令和3年8月から食費・居住費の負担軽減の 判定基準と軽減額が変更となります

◎対象者判定基準



【現行】令和3年7月31日適用まで

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件	預貯金等基準
負担軽減対象者	●生活保護を受給されている方 ●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、老齢福祉年金を受給されている方	単身で1,000万円 夫婦で2,000万円以内
	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、年金収入等※が80万円以下の方	
	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、年金収入等が80万円を超える方	
第4段階	●本人が市町村民税課税者の方 ●世帯に住民税課税者がいる方	

※年金収入等とは、公的年金収入等（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額となります。

※預貯金等とは、預貯金、有価証券（株式・国債）、金・銀等、投資信託、タンス預金の合計額です。



預貯金等基準が見直されます。

【変更後】令和3年8月1日適用から

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件	預貯金等基準
負担軽減対象者	●生活保護を受給されている方 ●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、老齢福祉年金を受給されている方	単身で1,000万円 夫婦で2,000万円以内
	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、年金収入等※が80万円以下の方	単身で650万円 夫婦で1,650万円以内
	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、年金収入等が80万超120万円以下の方	単身で550万円 夫婦で1,550万円以内
	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、年金収入等が120万円を超える方	単身で500万円 夫婦で1,500万円以内
第4段階	●本人が市町村民税課税者の方 ●世帯に住民税課税者がいる方	

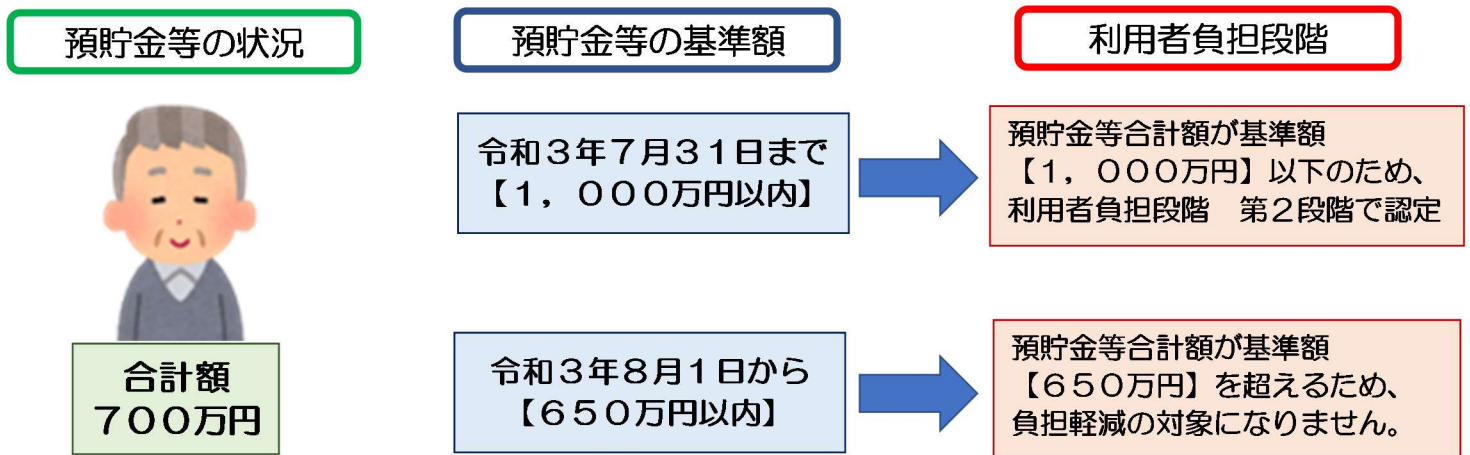
※年金収入等とは、公的年金収入等（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額となります。

※預貯金等とは、預貯金、有価証券（株式・国債）、金・銀等、投資信託、タンス預金の合計額です。

預貯金等資産要件の見直しによる具体的な影響（例）

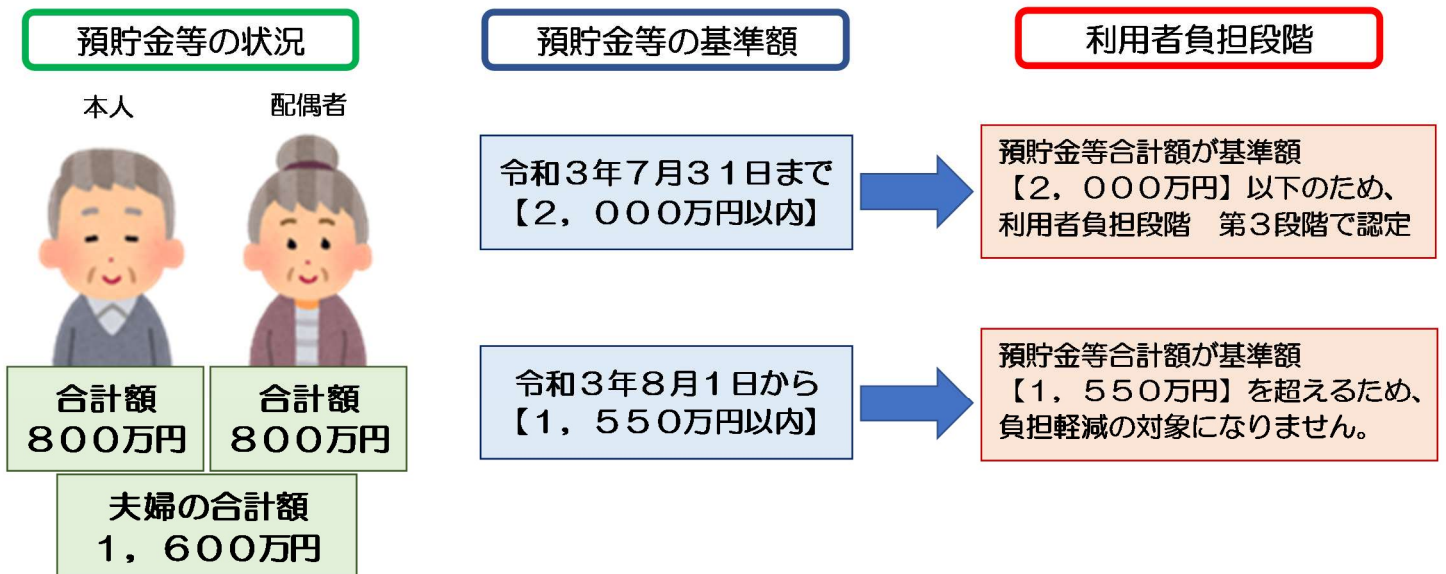
●単身世帯の方の例

本人が市町村民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税・非課税年金の収入額合計が年額80万円以下の場合



●配偶者がいる方の例

世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税・非課税年金の収入額合計が年額80万1円以上120万円以下の場合



◎軽減される額



【現行】令和3年7月31日適用まで

利用者負担段階	1日あたりの食費	1日あたりの居住費（滞在費）					
		多床室		従来型個室		ユニット型	
		特養	老健・療養等	特養	老健・療養等	個室的多床室	個室
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第4段階 （基準費用額）	1,392円	855円	377円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円

※基準費用額は、国の定めた基準額です。実施の負担額は入所されている施設により異なる場合があります。



施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）が見直されます。

【変更後】令和3年8月1日適用から

利用者負担段階	1日あたりの食費		1日あたりの居住費（滞在費）					
	施設入所	ショートステイ	多床室		従来型個室		ユニット型	
			特養	老健・療養等	特養	老健・療養等	個室的多床室	個室
第1段階	300	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390	600円	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	650	1,000円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	1360	1,300円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第4段階 （基準費用額）	1,445円	1,445円	855円	377円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円

※基準費用額は、国の定めた基準額です。実施の負担額は入所されている施設により異なる場合があります。食費の提供に要する基準費用額（日額）は 1,392 円から 1,445 円に変わります。

《お問い合わせ》

北アルプス広域連合 介護福祉課介護保険係

〒398-0002 大町市大町 1058 番地 33 北アルプス市町村会館内

電話：0261-22-7196 E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp